

監理技術者の兼務の取扱いについて

監理技術者の専任が求められる工事について、令和 2 年 10 月の建設業法等の改正により、監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）をそれぞれの工事現場に専任で置いた場合は、監理技術者の 2 現場までの兼務が認められることとなりました（以下、建設業法第 26 条第 3 項ただし書により兼務が認められる監理技術者を「特例監理技術者」という。）。

令和 3 年 4 月より、監理技術者の兼務について下記の取扱いを行いますので、お知らせします。

記

1. 監理技術者の兼務の取扱い

- ・監理技術者の兼務の可否や兼務する場合の要件等について、入札説明書（入札説明書共通事項を含む）や特記仕様書等に明示します。
- ・配置予定技術者届に「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」を追加しました。特例監理技術者の配置を予定する場合は、当該確認事項の記入が必要です。なお、特例監理技術者の配置を予定する場合は、別途配置する監理技術者補佐についても配置予定技術者届の提出が必要です。
- ・落札決定後に、要件を確認するための書類を提出していただきます。

詳しくは、改正後の入札説明書共通事項等をご確認ください。

2. 適用時期

令和 3 年 4 月 1 日以降に入札の公告、随意契約の締結を行う工事

<参考> 監理技術者補佐について

監理技術者を補佐する者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者の要件を満たす者）のうち、次のいずれかに該当する者
 - ① 一級の第一次検定に合格した者（一級の技士補）
 - ② 建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の要件を満たす者）
- ・国土交通大臣が上記に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者